

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	法令番号	昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号				
手続名	漁港施設の原状回復命令	根拠条項	第 3 7 条第 2 項				
処 分 基 準	<p>第 3 7 条第 2 項の規定による命令については、当該処分の名宛人が同条第 1 項の規定に違反した場合において、違法性の程度、当該施設自体の影響、漁港機能の全般に与える影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
	対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次 No.